

2016（平成28）年12月20日

株式会社アプラス 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973

理事長 池本 誠司



## 申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

先日お送りした問合せに対し、9月23日付でご回答をいただき、ありがとうございました。貴社からの上記ご回答を踏まえ、下記の通り申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後3週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただきますことを念のため申し添えます。

## 記

### I. 申入れの趣旨

- 1 貴社の使用するTカードに関する規約（以下、「本件規約」といいます。）の条項中、規約の変更に関する第22条について使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めます。
- 2 本件規約のうち、2015（平成27）年6月1日改定後の規約第27条（以下、「本件規約新27条」といいます。）（1）において、従前「元利定額返済リボルビング払い」とされていた箇所を、規約22条の適用として、「元利定額返済残高スライドリボルビング払い」に変更し、本件規約新27条（3）①において、元利定額返済残高スライドリボルビング払いの場合の最低弁済額を毎月3000円、6000円、9000円と定める条項を、既存会員に適用することの停止を求めます。

## II. 申入れの理由

### 1 本件規約22条について

貴社は、本件規約22条により、貴社と会員との間の本件規約について、貴社が会員に通知またはホームページ等で公表し、その後会員がカードを利用したときは会員が当該変更内容を承認したものとみなされるものと規定しています。これは、貴社の一方的な意思表示により本件規約の内容を変更するものと考えられます。また、本件規約22条は、その文言から、変更できる範囲について何ら限定がありません。したがって、貴社は、本件規約22条により、たとえ合理性がない変更であっても、一方的かつ無制限に規約の内容を変更することができるかと解される可能性があります。

本来、契約内容を変更するには、契約当事者の個別的な合意が必要であるところ、例外的に、事業者と不特定多数の消費者との間の取引において契約条件が画一的であることが当事者双方にとって合理性が認められる事項であること、変更内容が消費者一般の利益に適合すること、変更の必要性、合理性が認められることなどの条件が認められる場合に初めて、個別的合意なく変更が認められる余地があるに過ぎません。

本件規約22条は、一方契約当事者たる会員の契約内容変更に関する合意(承諾)なしに貴社の一方的な意思表示により契約内容を変更できるとするものであり、かつこうした限定が全くないままに、たとえ当該変更が合理性を欠くものであったとしても会員にその変更を甘受することを余儀なくするものです。

このような無制限な定めは、貴社の会員である一般消費者にとって、「消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」として、消費者契約法10条に違反するものと思料されます。

### 2 本件規約新27条について

実際、貴社は、本件規約22条に基づいて、2015(平成27)年6月1日より前に契約している会員との間の支払い方法に関する規定の変更を行っております(本件規約新27条)。

当該変更によりますと、従前【元利定額返済リボルビング払い】を継続していた会員について、変更適用日以降は【元利定額返済残高スライドリボルビング払い】に支払い方法が変更することになり、従前、毎月1万円の返済を行っていた会員が、毎月3000円の返済に変更されるなど、毎月のリボルビング返済額が従前より低くなることが想定されます。

この点について、貴社は、「毎月のリボルビング返済額が従前より低くなる会員につきましては、まさに、会員の利便性が向上し、会員の返済計画上も負担増とならない」とされています(平成28年9月23日付ご回答)。しかしなが

ら、毎月の返済額が減少する場合には、その分立替金元金に充当される金額が減るために、返済する期間が伸び、手数料負担が増える、というデメリットがあります。

また、【元利定額返済リボルビング払い】の場合には、契約締結時に定めた金額を毎月支払うこととなり、返済計画を立てることが容易ですが、【元利定額返済残高スライドリボルビング払い】の場合、支払い前の残高によって返済金額が変わることとなるため、複雑であり、【元利定額返済リボルビング払い】を選択している会員にとって、変更することによる不利益が大きくなる場合があります。

本来、リボルビング払いにおける支払月額の設定は、契約条件の中核をなす事項であって、会員がそれぞれの支払い能力や事情に応じて自由に選択できるものであり、多数の会員の支払月額を統一的・画一的に決定することは、必要性も合理性も全く認められません。また、支払月額を変更する際には、個々の会員が変更のメリット・デメリットを十分に理解して、各位の支払能力を勘案して個別に選択する性質のものであります。貴社は、上記変更について、「均一のサービス提供・対応の必要性」を挙げますが、このような貴社の事情は、貴社の一方的な意思表示で消費者の不利益に契約内容を変更できることの合理性を裏付けるものではありません。

したがって、貴社による支払月額の一方的変更は、消費者の返済期間と回数を多くし、その分、割賦手数料をより多く取得しようとするものであり、変更の合理性もなく、残高が減少した場合にも極力割賦手数料を取得しようという営利目的の変更であると言わざるを得ません。

また、貴社は、このような変更について、導入前に十分な告知を行っていることや異議のある会員に対しては柔軟に対応する体制を取っていることを挙げ、変更の許容性について説明しています。しかし、そもそも支払月額については会員が自由に選択できるものであり、導入前に告知をすることやその後異議が出た場合には対応するなどの体制があることによって一方的変更の許容性が補完されるものではなく、本件規約22条に基づく本件規約新27条への変更が許容性を欠くことは変わりありません。

### 3 まとめ

以上のとおり、本件規約27条の変更により、既存会員との間でリボルビング払いにおける支払月額を一方的に変更することは、何ら画一的処理を行う合理性もなく消費者の利益を一方的に害するものであり、既存会員との間では、消費者契約法10条に違反するものと思料されます。

そして、上記の変更は本件規約22条に基づいてなされているところ、貴社の一方的な意思表示により合理性を欠く変更をも許容する本件規約22条は、

消費者の権利を制限し消費者の利益を一方的に害するものであることが明らかであり、やはり消費者契約法10条に違反するものと思料されます。

したがって、当会は、貴社に対して、上記申入れの趣旨のとおり、申入れます。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-844-8973